

## 平成22年度決算に基づく資金不足比率の概要

資金不足比率とは、公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率です。営業収益に相当する収入を事業規模としていることから、この比率が高いほど事業の収入で資金不足を解消することが難しく、経営が悪化していると考えられます。

平成20年度決算からは経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めることが義務付けられており、平成21年度に「宅地造成事業費特別会計」及び「針テラス事業特別会計」において経営健全化計画を策定しました。

会計の名称	年度	資金不足額 A (単位：千円)	事業規模 B (単位：千円)	資金不足比率 A/B (単位：%)	経営健全化 基準 (単位：%)
水道事業会計	22	—	8,014,239	—	20.0
	21	—	7,947,855	—	
病院事業会計	22	—	7,073,348	—	
	21	—	6,448,287	—	
宅地造成事業費特別会計	22	(会計廃止)			
	21	1,139,445	3,295,202	34.5	
下水道事業費特別会計	22	—	3,923,822	—	
	21	—	3,860,339	—	
針テラス事業特別会計	22	—	297,875	—	
	21	167,440	50,000	334.8	
簡易水道事業特別会計	22	—	156,042	—	
	21	—	169,986	—	

【備考】 資金不足比率は、資金不足額がない場合、「—」と記載しています。

資金不足が生じている会計はなく、いずれも基準をクリアしています。

### ☆資金不足を解消しました！☆

宅地造成事業費特別会計については、経営健全化計画に基づき、第三セクター等改革推進債を利用した一般会計からの繰出しにより資金不足を解消し、平成22年10月に廃止しました。

また、針テラス事業特別会計については、資金不足の要因となっていました土地使用料の滞納金が完納されたことから、資金不足が解消されました。